

## 令和3年度 第8回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和3年11月10日（水）午後3時30分
2. 場 所：阿見町役場 3階 301会議室
3. 出席委員：農業委員 9名  
農地利用最適化推進委員 10名  
1番 藤 平 清 子 君  
2番 小 泉 治 久 君  
3番 柳 生 利 幸 君  
4番 浅 野 敬 司 君  
5番 吉 田 和 嗣 君  
6番 島 田 辰 男 君  
8番 横 張 清 彦 君  
9番 青 山 和 泉 君  
10番 山 崎 久 司 君  
1番 渡 邊 通 君  
2番 吉 田 一 男 君  
3番 山 崎 明 君  
4番 小 見 川 清 君  
5番 小 松 崎 秀 昭 君  
6番 福 岡 み つ 子 君  
7番 諏 訪 原 早 苗 君  
8番 野 口 裕 司 君  
9番 栗 山 繁 君  
10番 大 塚 康 夫 君
4. 欠席委員：農業委員 7番 長谷川義洋 君
5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名  
第2  
議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可について  
議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について  
報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について  
報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について  
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
その他
6. 農業委員会事務局  
農業委員会事務局長 吉田 恭久 君  
農業委員会事務局 久保田義和 君  
農業委員会事務局 関山 学 君
7. 会議の概要  
午後3時30分 開会  
事務局は、定刻に達したので開会を宣する。  
阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。  
議 長： 本日の出席委員は19名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、6番島田辰男委員・8番横張清彦委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

整理番号1番が農業委員6番島田辰男委員に関連しますので、退室をお願いします。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

今回は、4件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号1番、申請日10月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が18a、契約内容は所有権移転売買です。申請地は〇〇から東南東へ約1.5kmに位置しております。作付予定作物は白菜です。2筆の内、小さい面積の土地には、農業用資材の保管置場としての使用を考えているそうです。

整理番号2番、申請日10月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が7a、契約内容は所有権移転贈与です。申請地は〇〇から南南東へ約500mに位置しております。作付予定作物はソバです。この土地は譲受人の弟が、父から相続により取得しました。弟は自動車板金塗装業を営んでいましたが、平成25年に亡くなり長男（譲渡人）が相続したものです。長男も同様の職種なので、農業には手が回らず、袋小路状態であり転用も難しい事等から、父の実家に戻りたい考えに至り、権利移転をするものです。

整理番号3番、申請日10月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が28a、契約内容は所有権移転売買です。申請地は〇〇から西へ約200mに位置しております。作付予定作物はミョウガです。譲受人の自宅から申請地までの距離は約18km。車で約30分であります。農機具、農業用施設等の保有状況は、耕うん機2台、トラクター1台、軽自動車2台（パワーショベル1台、高所作業車1台）。82㎡の倉庫1棟です。なお、耕作面積は、つくば市の耕作証明記載の数値になります。〇〇市ではミョウガ74a、柿24aを栽培しているようです。ちなみに、こちらの土地で営農型太陽光発電事業を計画しており、先駆けて農地を取得するものになります。

整理番号4番、申請日10月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、2筆、面積合計が35a、契約内容は所有権移転売買です。申請地は〇〇から北へ約750mに位置しております。作付予定作物は水稻です。農地法第18条の合意解約済であります。

以上4件、いずれも申請書類及び添付資料等において、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番2番を8番横張清彦委員、整理番号3番を5番吉田和嗣委員、整理番号4番を浅野敬司委員お願いいたします。

8番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

次に、整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は耕作中の農地で管理が適正に行われ、周辺農地の営農への影響もありませんでした。本申請地を取得後も、引続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

5番： 整理番号3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

で、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

4 番： 整理番号 4 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は耕作中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長： 9 番横張清彦委員、整理番号 3 番の農機具確認はどうでしたか。

9 番： 譲受人の自宅にて、農機具の確認を行いました。耕作に問題ないと思われま

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

(農業委員 6 番島田辰男委員入室)

#### <議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について>

議 長： 続いて、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

今回は、1 件の申請がありました。その他主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号 1 番、申請日 10 月 25 日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1 筆、面積が 1a です。申請地は〇〇から北西へ約 250m に位置しており、周囲は農業公共投資の行われていない 10ha 以上農地が広がっていることから第 1 種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は、自宅で妻が経営する美容室用の駐車場と、自家用駐車場として計 8 台分を確保し、造成計画については砕石敷き均し、雨水は自然流下となります。町の道路計画による用地買収に伴い、既存駐車場が減少するため、この後の 5 条申請にて取得する農地及び隣接する雑種地を取得して一体的に整備するものです。

簡単ですが以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 1 番藤平清子委員、お願ひいたします。

1 番： 整理番号 1 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9 番： なぜ 4 条申請なのでしょう。

事 務 局： 申請について、所有者が本人のため、4 条申請となりました。

9 番： 備考欄の畑の売買についてはどうなっていますか。

事 務 局： 次、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による権利の設定移転の許可について、整理番

号6番の申請になっています。両方あわせての審議でもよろしいかと思えます。道路の買収で、阿見町、申請人、畑の所有者、雑種地の所有者の4者での土地の売買契約となります。

- 会長： 申請地は、相続でもらった土地ですか。
- 事務局： 町が道路として取得し、残地を申請人へとなっています。
- 会長： 町は農地を取得できないですね。
- 9番： 公共事業の残地なんですね。
- 事務局： 道路用地として取得しましたが、残ってしまったということです。
- 会長： 県、市は農地を取得できますが、町はできないですね。
- 9番： 都市計画道路ですか。
- 事務局： はい。
- 9番： 残地が残るような買収は出来ませんよね。
- 会長： 町の名義ですか。
- 事務局： はい。土地所有者から町、登記を行い、町から申請人へとなっています。
- 9番： 町は登記をしないで、土地所有者から申請人へと譲渡すれば良かったのではありませんか。
- 会長： 町は農地を取得できませんので、是正指導ですね。
- 事務局： はい。そういたします。
- 議長： 他、質疑はありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可については、是正指導、保留と致します。

### <議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について>

- 議長： 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。
- 事務局説明をお願いします。
- 事務局： 議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について  
今回は、7件の申請がありました。その他主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。
- 整理番号1番、申請日10月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が5a、契約内容は所有権移転売買です。申請地は〇〇から東へ約1.2km、〇〇から西北西へ約500mに位置しており、周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。計画内容は、木造平屋建て建築面積は1.5a。造成計画は、現状のまま利用し、周囲は土留め工事を行い、用排水計画は、公共上水道、雨水は敷地内に浸透枿を設置、汚水雑排水は農業集落排水に接続します。資金調達は、融資（住宅ローン）により行い、他法令については、都計法第29条許可申請済であります。また、利用権設定のある農地でしたが、合意解約の手続きを完了しております。
- 整理番号2番、申請日10月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、2筆、面積合計が20aの内16aです。申請地は〇〇から南西へ約300mに位置しており、農振農用地区域内にある農地であるため、一時転用許可申請に係る意見書も添えてあります。こちらの法人は、〇〇に会社の本店が所在し、主な事業として、プレストレストコンクリート、一般コンクリートを用いる土木、建築工事および一般土木、建築工事の請負ならびに企画、設計、施工管理などを営んでいる会社です。圏央道阿見高架橋工事受注に伴うもので、工事現場に近い場所において候補地を検討した結果、代替性が無いことを確認しています。事業計画は、駐車場・通路を含めた事務所用地として11a。【2階建

の仮設事務所、倉庫3棟】資材置場、表土置場を設置するものです。表土を20cm鋤取り土木シート敷設の上に砕石敷きを行い転圧します。周囲には緩衝帯を設け、道路に接する箇所にはフェンスや門扉を設置して施錠します。用排水計画は、公共上水道、雨水は自然流下、汚水雑排水は合併浄化槽を設置し側溝へ放流。資金調達は、自己資金により行います。なお、他法令につきましては、建築基準法第85条第2項に該当し、適用しない旨を確認しています。また、水道及び側溝放流同意につきまして、現在調整中との事ですので、整次資料を提出するよう求めています。

整理番号3番、申請日10月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田6筆、畑2筆、阿見町大字〇〇、地目は田2筆、面積合計が110aの内24aです。阿見町での圏央道4車線化事業における今年度中に借地を行う全体面積は236aの内、許可済面積185aと本申請分の残りについては、現時点で調整中のため翌月以降となりますのでご了承願います。申請地につきまして、〇〇から南へ約5.2kmと南東へ約5kmに位置しており、いずれも農振農用地区域内にある農地であるため、一時転用許可申請に係る意見書も添えてあります。事業計画は、工事用道路として22a及び資材置場として20aを設置するもので、周辺農地への影響に細心の注意を払い施工することとあります。表土を剥ぎ取り、土木シートを敷き、路体盛土し敷砂利。仮排水路を設け、隣接農地との境界には畦畔を設置します。事業完了後は現状復旧のうえ、土地所有者の立会確認を実施する予定で、関係法令との協議も終了しております。

整理番号4番、申請日10月22日、申請地阿見町大字〇〇3筆、地目は畑1筆、田2筆、面積合計が19a、契約内容は賃貸借です。申請地は〇〇から北東へ約700m、〇〇南南東へ約550mに位置しており、周囲には山林等が点在し、南側の田んぼへは高低差があることから、小集団の農地であり、第3種農地及び第1種農地にも該当しないので第2種農地と判断しました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は、375Wのパネルを268枚設置、造成計画については、砕石敷き均し、周囲にはフェンスを設けて当該地を囲い、管理用通路と雨水浸透施設を設けます。資金計画は自己資金により行います。

整理番号5番、申請日10月25日、申請地は、阿見町大字〇〇1筆、阿見町大字〇〇1筆、地目は畑、面積合計が2a、契約内容は賃貸借です。申請地は〇〇から南東へ約800m、〇〇から東北東へ約300mに位置しております。周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。土地利用計画は、パレット(1.0m×0.8m)を29枚設置。製品や未加工品などを置くための物です。積み下ろしが容易にできるスペースや通路を確保し、町道側へはフェンスを設け、アスファルト舗装し、雨水排水は自然流下とします。資金計画は自己資金により行います。

整理番号6番についてですが、議案第2号で、審議を保留しましたので、こちらも同様となります。

整理番号7番、申請日10月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が40aの内25a、契約内容は一時転用です。申請地につきまして、〇〇から南西へ約300mに位置しており、補正により追加した土地は、〇〇から北東へ約40mに位置し、いずれも農振農用地区域内にある農地であるため、一時転用許可申請に係る意見書が添えてあります。また、田んぼは清明川土地改良区内であるため、こちらの意見書も添えてあります。

国道125号線の水道工事受注に伴うもので、工事現場に近い場所において候補地を検討した結果、代替性が無いことを確認しています。事業計画は、仮設事務所、仮設トイレ、油圧ショベル置場、駐車場・通路、山砂等の資材置場、発生土等の仮置場を設置するものです。道路に接する箇所にはオレンジフェンスを設置します。

こちらについては、一部追認案件になりますので、始末書が提出されています。

以上 6 件につきまして、建築を伴う案件は、県南県民センター建築指導課との調整の上、また添付資料等が不足の案件は、次回総会までの期間内で内容が確認された場合にあっては、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。

ご審議のほどよろしく願います。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 9 番青山和泉委員、整理番号 2 番 3 番を 5 番吉田和嗣委員、整理番号 4 番を 4 番浅野敬司委員、整理番号 5 番を 8 番横張清彦委員、整理番号 7 番を 3 番柳生利幸委員願います。

9 番： 整理番号 1 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は耕作中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願います。

5 番： 整理番号 2 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は休耕中の農地であり、管理は適正に行われていました。また、隣地境界及び土地利用計画内容からも問題なく、周辺への影響もありませんでした。現在調整中の内容が確認されれば、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願います。

次に整理番号 2 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地の管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願います。

4 番： 整理番号 4 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は水がたまる箇所が多数存在し、耕作するには適さない状態にありました。隣地境界については問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願います。

8 番： 整理番号 5 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は耕作中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願います。

3 番： 整理番号 7 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。

追認案件ではありますが、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願います。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9 番： 整理番号 7 番の面積について、説明をお願いします。面積は最初からきってあったのですか。

事務局： 補正した経緯について、当初は全面積で申請、追加した田についても、資材置場として申請となりました。また、実際に使う最小限の面積での申請をお願いします、面積の修正となっています。畑 2 筆については、追認案件でしたので事務所や鉄板など設置されていたので、一旦撤去、農地に戻すよう指導しています。

9 番： 以前、吉原地区で問題を起こしている業者です。一時転用ですが、申請面積以外、使用しないかどうか、担当地区の柳生委員に巡回をお願いしたいと思います。

事務局： 担当地区の柳生委員に、測量図をお渡しし、巡回をお願いしたいと思います。

6 番： はい、巡回いたします。

議長： 他、質疑はありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について、  
整理番号6番以外、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

#### <議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議長： 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について  
整理番号1番から9番、地目は田で9筆、150a、地目は畑で8筆、260a、貸し手9名、借り手5名、賃貸借9件、新規設定6件、再設定3件です。詳細については、お読み取りください。

議長： 説明は以上です。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

#### <報告事項>

議長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。  
事務局： 報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第1号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は11件です。  
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第2号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第3号農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は3件です。  
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第3号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

### <その他>

事務局： 前回総会において、議案第4号の農地改良協議について、条件付とした案件で、申請者に対して特定の条件を具体的に付けることは難しく、審議した内容を踏まえて「公共工事に伴う周辺農地への被害防除に関する申入れ」を町長宛（担当：都市整備課扱い）に行いました。主な内容は、工事個所に隣接する農地のみならず、周辺農地においても被害防除対策について、事前に十分な検討を行い問題が生じた場合には原因究明や解消対策を講ずること。農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮したものとなるよう切に望むものです。

この申入れに対して都市整備課からの回答は「土地計画道路等の幹線道路の整備を計画する際は、極力周辺地より道路を低くするなど、今後も引き続き検討を行い、農地への被害防除に努めて参ります。また、地形や流末水路の状況によっては、やむを得ず周辺地の一部が道路より低くなる場合がありますが、このことによって問題が生じた場合は、現地の状況を十分に確認した上で、解消対策について検討いたします。」とありましたので、申請者に対し「周辺農地への影響が無いよう配慮すること」を条件として農地改良協議の同意をしてよろしいかお諮りいたします。

会長： 現在、耕作してどうですか。区長へも話さないといけないですよ。

8番： 議会報告会で、認定農業者の集まりがありましたので、出席しました。町の方に、委員さんから話してほしいと、申請地だけでなく阿見町全体の農地が、水害で耕作ができなくなって、それが引き金で耕作放棄地を増やす、我々農業者が解消しても、また繰り返しとなり意味がない、荒れてしまっは景観が悪い、まして町の 幹線道路の脇が荒れていては、環境問題ともなるでしょう、と強く要望してまいりました。

議長： これより前回の保留案件について、事務局の説明のとおりの条件として同意することで意義ありませんか。

（「意義なし」との声あり）

意義なしと認めます。

前回の保留案件について、条件付きとして同意することについて採決をいたします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、条件付きとして同意することを承認いたします。

事務局： その他（事務連絡）

#### ①活動報告

10月15日（金）～29日（金）サンクラブ農業体験 5園 206名参加

10月20日（水） 県農：会長・局長会議

11月 5日（金） いばらき農業委員会女性協議会役員会及び関東ブロック研修会

#### ②現地調査及び総会の予定

12月現地調査 12月 9日（木）当番農委 9番青山和泉委員

当番農委 1番藤平清子委員

12月定例総会 12月10日（金）午後3時から

#### ③農業委員改選の募集

12月14日発行 広報あみに掲載 同日 ホームページ掲載



議 長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦勞様でした。

午後4時30分 閉会

議 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印